

指定認知症対応型共同生活介護事業所・指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所 認知症高齢者グループホーム清流荘運営規程

(目的)

第1条

医療法人立清会が開設する指定認知症対応型共同生活介護事業所・指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(以下「事業所」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、認知症により自立した生活が困難になった利用者に対して家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活及び機能訓練を行うことにより、尊厳のある生活を営むことができるよう適切な認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護(以下「共同生活介護」という)を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条

事業実施にあたっては、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨、内容を遵守する。2 事業所の運営にあたっては、「ぬくもりと安らぎのある家庭づくり」に従業者の合言葉として、利用者の人格を尊重し、利用者の立場にたった共同生活介護サービスの提供に努めるとともに、利用者がその有する能力に応じて可能な限り自立した生活を営むことができるよう支援し、地域と連携し、地域に密着した運営を行う。

(事業所の名称)

第3条

事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 認知症高齢者グループホーム清流荘
- (2) 所在地 大分県宇佐市大字山本1658番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条

事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管 理 者 1名以上
管理者は従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う
- (2) 計画作成担当者 1名以上(うち1名以上介護支援専門員)
利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、認知症対応型共同生活介護計画・介護予防認知症対応型共同生活介護計画(以下「介護計画」という)を作成する。
- (3) 介 護 職 員 12名以上
介護職員は、利用者に対して必要な介護を行う。
- (4) 事 務 員 1名(常勤兼務)
事務員は、事業所に必要な事務を行う。

(利用定員)

第5条

利用定員は18名(1ユニット9名)とする。

(介護の内容)

第6条

介護の内容(種類)は次のとおりとする。

- (1) 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- (2) 相談、援助
- (3) 機能訓練
- (4) 日常生活上の世話

(介護計画の作成)

第7条

計画作成担当者は、共同生活介護サービスの提供開始時に利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、地域における活動への参加の機会の確保等、他の介護従事者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した介護計画を作成する。

2計画作成担当者は、それぞれの利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得るものとする。

3計画作成担当者は、介護計画を作成した際には、当該介護計画を利用者に交付するものとする。

4介護計画の作成後においても、他の介護従事者及び利用者が介護計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行うものとする。

(利用料)

第8条

事業所が提供する共同生活介護の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該共同生活介護が法定代理受領サービスである時は、その1割～3割の額とする。

2前項の他、別表に掲げる料金の支払いを受ける。

3前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(入退所に当たっての留意事項)

第9条

共同生活介護の対象者は要介護者・要支援者であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者とし、次のいずれかに該当する者は対象から除かれる。

- (1) 認知症の症状に伴う著しい精神症状を伴う者
- (2) 認知症の症状に伴う著しい行動異常がある者
- (3) 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者

2入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行う。

3入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対して必要なサービスの提供が困難であると認められた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。

4利用者の退居に際しては、利用者及びその家族の希望、退居後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等や保健医療、福祉サービス提供者と密接な連携に努める。

(衛生管理等)

第10条

事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2事業所において、食中毒及び感染症が発生、又は蔓延しないように必要な措置を講じるものとする。なお、これらを防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つものとする。

- (1) 検討する委員会をおおむね月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施する。

(緊急時等における対応方法)

第11条

従業者は、共同生活介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。

2利用者に対する共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に

連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。

4利用者に対する共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第12条

非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、関係機関への通報及び連絡体制の整備等の体制に万全を期すとともに、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、協力医療機関や連携施設等との連絡方法や支援体制について定期的に確認を行うものとする。

2事業所の従業員に対し、災害に対処するための計画の周知徹底を行う。

(苦情処理)

第13条

共同生活介護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2事業所は、提供した共同生活介護に関し、介護保険法の規定により宇佐市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は宇佐市からの質問若しくは照会に応じ、及び宇佐市が行う調査に協力するとともに、宇佐市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3事業所は、提供した共同生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(情報公開)

第14条

事業所において実施する事業の内容について、厚生労働省が定める「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」(平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号、以下「解釈通知」という)第3の五の4の(4)に基づき、インターネット上に開設する事業所のホームページにおいて公開する。

2前項に定める内容は、解釈通知により定める事項及び事業所が提供する共同生活介護の利用及び利用申し込みに資するものとし、利用者及びその家族(過去に利用者であったもの及びその家族を含む)のプライバシー(個人を識別しうる情報を含む)にかかる内容は、これに該当しない。

(個人情報の保護)

第15条

事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第16条

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2事業所は、サービス提供中に、事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを宇佐市に通報するものとする。

(身体拘束)

第17条

共同生活介護事業者は、入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、機関等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

(ハラスメントの防止)

第18条

ここでのハラスメントとは、従業者から利用者・家族等へのハラスメント及び利用者・家族等から従業者へのハラスメントの両方をさす。

- (1) ハラスメントを防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者、その家族及び従業者からの報告体制の整備
- (3) その他ハラスメント防止のために必要な措置

2事業所は、事業所従事者又は利用者やその家族によるハラスメントにあたると思われる事案が発生した場合は、迅速かつ適切に対応するために必要な措置を行う。

(地域との連携など)

第19条

事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

2共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの代表者、認知症対応型共同生活介護(指定介護予防認知症対応型共同生活介護)について知見を有する者等により構成される協議会(以下「運営推進会議」という)を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し提供している事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

3共同生活介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第20条

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護[指定介護予防認知症対応型共同生活介護]の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修を定期的実施するものとする。

3事業所は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営について留意事項)

第21条

事業所は、全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、職員の資質向上を図るための研修の機会を設けるものとし、業務体制を整備する。

2職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4本事業所は共同生活介護に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

5この規定に定めるもののほか、必要な事項については管理者が医療法人立清会と協議し定めるものとする。

附則 この規定は平成25年4月1日から実施する。

附則 この規定は令和3年7月1日から改定実施するものとする。

附則 この規定は令和6年2月1日から改定実施するものとする。

運営規程 別表

ご利用料金
(1日あたり)

介護保険負担額……右表参照→

室 料……1,100円

食 費……1,445円

水道・光熱費…… 132円

合計2,677円＋介護保険負担額

介護保険負担額(1日あたり)

要支援2	749円
要介護1	753円
要介護2	788円
要介護3	812円
要介護4	828円
要介護5	845円

※入居から30日間は初期加算として30円/日が加算されます。

平成30年4月より

・生活機能向上連携加算(Ⅱ)として200円/月が加算されます。

・口腔衛生管理体制加算として30円/月が加算されます。

令和3年4月より

・サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 22円/日が加算されます。

・口腔・栄養スクリーニング加算として20円/6月毎に1回が加算されます。

・栄養管理体制加算として30円/月が加算されます。

令和6年4月より

・医療連携体制加算(Ⅰ)イとして57円/日が加算されます。

・協力医療機関連携加算として100円/月が加算されます。

令和6年6月より

・介護職員等処遇改善加算Ⅰとして18.6%(月)が加算されます。

(1ヶ月あたりの利用料目安)

要支援2の方(2,677円+749円)×30日=102,780円
要介護1の方(2,677円+753円)×30日=102,900円
要介護2の方(2,677円+788円)×30日=103,950円
要介護3の方(2,677円+812円)×30日=104,670円
要介護4の方(2,677円+828円)×30日=105,150円
要介護5の方(2,677円+845円)×30日=105,660円

なお、理美容代、おむつ代、持込電気使用料、医療機関受診費用は実費となります。

令和6年6月改定